

# 福岡市中学校体育大会生徒出場旅費支給規程

福岡市中学校体育大会運営委員会

(主 旨)

第1条 本規程は、中学校体育大会に出場する生徒に支給する生徒出場旅費に関することを定める。

(支給範囲)

第2条 支給対象の大会は、次のとおりとする。

- (1) 福岡市中体連が実施する福岡市中学校総合体育大会
- (2) 福岡県中体連が実施する福岡県中学校総合体育大会（新人大会含む）
- (3) 九州中体連が実施する九州中学校体育大会
- (4) 日本中体連が実施する全国中学校体育大会

(支給対象・人員)

第3条 旅費支給対象者は、福岡市立中学校生徒とする。

2項 支給対象人員は、当該大会の登録選手（大会要項による）の人員とする。ただし、福岡市中学校総合体育大会開会式については、20名を上限とし、詳細については3項による。

3項 福岡市中学校総合体育大会開会式出場生徒旅費支給対象人員は次のとおりとする。

- (1) 総合体育大会出場全種目の登録選手（市大会大会要項に準じる）
- (2) 生徒会役員 1校5名まで

(支給額)

第4条 旅費は、学校より競技会場までの直線距離2km以上において、その実費（交通費、宿泊料）に対して補助することを原則とする。

2項 交通費の額は、学校より競技会場まで最も経済的に乗車船した場合の金額とする。

3項 宿泊料は、大会出場に際し宿泊が必要と認められる場合において支給する。額は当該大会の宿泊要項の最低額を限度とし、当該大会出場1日につき1泊を限度として支給する。

4項 小呂中においては大会前に学校と事務局と協議したうえ決定する。

(支給方法)

第5条 旅費は学校長を通じて支給する。

2項 福岡市中学校総合体育大会（開会式、市大会）については、大会出場後、生徒出場旅費交付申請書、登録出場生徒名簿、実績報告書及び領収書の提出により、大会出場終了後支給する。

3項 福岡県中学校総合体育大会については、大会出場後、生徒出場旅費交付申請書、登録出場生徒名簿、大会出場決算書及び領収書の提出により、大会後支給する。

4項 九州中学校体育大会・全国中学校体育大会については、生徒出場旅費が、宿泊を伴わない場合には、大会出場後、生徒出場旅費交付申請書、登録出場生徒名簿、大会出場決算書及び領収書の提出により、大会出場後支給する。

生徒出場旅費が宿泊を伴う場合には、大会出場前、生徒出場旅費交付申請書、登録出場予定生徒名簿及び大会出場予算書の提出により、概算支給する。

概算支給を行った場合には、大会終了後、速やかに、生徒出場旅費実績報告書、登録出場生徒名簿、大会出場決算書及び領収書の提出により、精算（追加支給又は返納）を行う。

5項 新人大会（県大会）については、大会出場後、生徒出場旅費交付申請書、登録出場生徒名簿、大会出場収支決算書及び領収書の提出により、大会出場後支給する。

第6条 本規程の改正、削除、廃止に関することについては、運営委員会の議決事項とする。

第7条 本規程は、昭和48年7月1日より施行する。

昭和54年6月1日 一部改正

平成6年6月1日 一部改正

平成15年6月1日 一部改正

平成24年6月6日 一部改正

平成26年2月25日 一部改正

平成29年3月2日 一部改正